自治の尊厳~沖縄辺野古問題を考えるシンポジウム~ 3

パネルディスカッション

パネリスト辻 山 幸 宣杉 田 敦白 藤 博 行稲 嶺 進コーディネーター 小 原 隆 治



小原 皆さん、こんにちは。早稲田大学政治経済学術院の小原でございます。進行役を仰せつかっています。最初に辻山さんから問題提起ということでお話をいただきます。この20年間の分権改革の文脈の中で辺野古の問題をどう考えるか、自治の尊厳をどう考えるかというお話をしていただきたいと思っております。

続きまして杉田さんですけれども、 国と自治体、さらに住民といったプレイヤー、さらにアメリカ政府もありますが、さまざまな政治的なプレイヤーがいる中で政治的な側面から辺野古の問題をどう考えるかということに関して「少し抽象度を高めた話になりますが」と杉田さんからお聞きしておりますけれども、そのようなお話をお願いしたいと思います。



次に白藤さんですけれども、辺野古を巡っては先ほど来の話にも出ておりましたが、昨年来から凄まじい訴訟合戦と言われるものがあって、それで福岡地裁の和解案を受け入れて、今、政府も沖縄県も訴訟を取り下げて、国地方係争処理委員会に問題が乗っかっている形です。けれども、私自身も含めて素人目にはこの司法の過程というのは、相当、複雑怪奇でありまして、そこのところをごくざくっとまとめていただいた上で行政法の観点から、司法の場面という観点から、この辺野古の問題をどう位置づけるかということをお話ししていただきたいと思っております。

最後に稲嶺名護市長にお話をいただくわけでございますけれども、文字通り最前線にいる自治体の長としてこの問題をどう考えておられるか。仄聞するところですと、先ほどのお話の中でも紹介がございましたけれども、辺野古の久辺三区、普通の言葉で言えば自治会、町内会と言われるものに対して、沖縄県を飛び越え、それから名護市も飛び越えて政府が再編交付金を注入してくる。そういうやり方で懐柔策をとろうとしているところがありまして、その話を中心に現地のお話をしてくださると思います。それでは辻山さんからお話をいただきたいと思います。

自治の尊厳を脅かす沖縄への仕打ち

辻山 仲地先生のお話を20数年ぶりにお聞きして、再びまた沖縄のことを深く思うチャンスをいただきました。私、今回の日本国政府というのか、政府と沖縄との間のやりとり、とりわけ日本の政府がどんなふうにして沖縄に基地を押し込もうとしているか、そのやりとりをずっと眺めてきながら次第に腹が立ってといいましょうか、ちょっと理論的ではないのですけれども、アタマに来て、今回のこういうシンポジウムをやろうではないかというふうに言い出した一人でございます。



どこがアタマに来ているのかということをこれから申し上げます。これは今回のシンポジウムのメインテーマになっているように自治の尊厳を脅かすやり方ではないか。沖縄いじめをするなと言っているわけではありません。地方自治をきちっと重視しろと、こういうふうに言うつもりなのですが、このようないわば自治の尊厳を冒してい

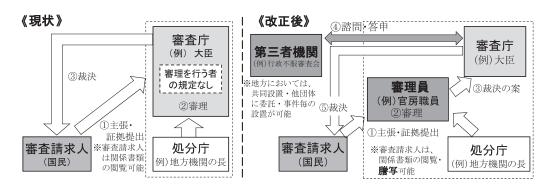
る仕打ちというもの、今回の沖縄について何点か述べてみたいと思っています。

今、仲地先生から沖縄が置かれてきた歴史というようなことについてもお話を伺いました。思い起こせばちょうど1年前、日本行政学会が那覇で実施されました。その学会年報が実は先月、印刷物となって公になっております。この冒頭の論文、これは昨年の研究会で琉球大学の島袋さんが報告された内容でございますが、そこでこういうことに触れられているのですね。報告の題名は「中央地方関係の中の沖縄なのか」、大変意味深でありますが、「中央地方関係の中の沖縄なのか」と問うているのです。そこでどういうことが言われているか。これまでの沖縄に対する日本政府の仕打ちと今回の辺野古問題を巡る国のやり方を述べた上で、「沖縄の基地問題は既存の日本の中央地方関係を前提とした制度での解決は難しい」、こう述べているのです。ではどうすればいいのだ。続けて、「内的自決権が認められず救済不可能な場合、国際法上では『救済的分離』としての外的自決権(分離独立の権利)の行使が正当化される」、これは島袋さんの持論でございますけれども、もはや独立というそういうことを考えなければいけないような状態になっている。今

の国と地方という枠の中で解決は無理だ。彼自身も、沖縄はもはやそういう段階にあると いうふうに述べているのでございます。

さて、沖縄をそこまで追い込んでしまったのはだれだ。1つには、今回の訴訟になる前からある意味、私たちが培ってきたもの、それは雑誌「生活経済政策」の巻頭言で載せた「普天間基地移転と本土の市民」で、本土市民の「我関せず」の世論について一度述べたことがございます。同時に、今回のこの辺野古を巡る裁判の争いなどを見ていて、ますます、私たち本土の市民、本土の自治体、地方6団体などの地方自治体の連合会というようなものが、一体どのようにこれに目を向けるべきかということを強く感じているところでございます。やはり日本政府が自治の尊厳を顧みない、そういう仕打ちを続けているということと、それを座視してきた日本の自治体、市民、そういったものは同罪だというふうに思わざるを得ないのでございます。

まず第1点は、余り本土では報道されていないことでもあるのですけれども、いわゆる沖縄県知事の処分についての国のやり方です。端的に言いますと仲井真前知事が行った埋立て承認を、翁長知事が取り消すという処分について国がどういうことをやったかということでございます。すなわち国は、私人になりすまして行政不服審査を申し立てた。それは余りにもおかしいだろうというのでいろいろわかりやすいものを探していたのですけれども、政府の文書の中に次の図がありました。これは行政不服審査法の改正前と改正後の解説なのですね。見てわかるように、改正前から審査請求人は国民に決まっているのです。行政がやった行為が国民に迷惑をかける、何かを侵害するといったときにはその国民がちょっと待てと言うためにつくった法律でありますから当然であります。



出典:「行政不服審査法関連三法について」(総務省行政局、平成26年6月)

もし国が言うように「沖縄防衛局も事業をやっている1つの事業体で私人にほかならない」というのであれば、私人だったら「埋立て承認」で埋立てが始められるはずがないのです。公有水面埋立法を読むとわかりますけれども、私人が埋立てを始めるには「埋立て免許」を取得しなければならないのです。それを「承認」でやっているというのは既にもうこれは違法でしょうと私などは言いたいのです。これらは要するに法治主義も何もない、「なにがなんでもやるのだ」という政府のなりふり構わぬ押しつけのやり方にほかなりません。これはもう自治の侵害の前に法治主義の放棄かというような気さえしているところでございます。

第2点目に掲げてあるのは、自治体の一部の地区に国の補助金を交付するということでございまして、先ほど仲地先生からも紹介がございました。既に予算措置で3地区に3,900万円が配られたということが言われています。その上、憲法学者の木村草太氏は「国が地元(町内組織)に直接お金を渡すのは極めて異例であり法的に考えてもまずい。特定の町区へ交付は不平等。また常識的にもおかしい。基地負担のお金でなく活動全般への交付というのもおかしい」と疑問を呈し、「違法の疑いがある」と述べています。そういう指摘もあったせいかどうかはわかりませんが、政府が動きました。「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」、これは時限立法で来年切れるのですね。これを延長すると同時に、基地再編に関わる市町村に対して補助ができる、交付をすることができるという現行法律なのですが、それに自治会なども含めてしまおうという、そういう改正をやろうということを既に決定しているということであります。そんなことをされたら、それこそ稲嶺市長ではないけれども、自治体の経営はどうするのだ、合意形成しながら政策をかため、そして進めていく、その自治はどうなるのだ。市の頭越しに国から補助金が飛んでいって、辺野古に関係のありそうな地元町内会にだけ補助金を出す、そんなことをされたら本当に地方自治の運営に責任なんか持てませんよ。これが第2点目です。

第3点目に、この公有水面埋立てという事務の権限が知事に与えられている。この知事の権限の行使が違法でしょうと言って今回、代執行裁判になったわけですね。つまり、埋立て承認の取り消しを止めないのなら、「こっちでやる」ということを裁判所に承認を求めるという裁判なのですけれども、そこでちょっと見てみますけれども、この代執行訴訟は、「(ここに)規定する措置以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるとき」に起こせますよと書いてあります。つまり、国にとってこの裁判は最終的な手段であるという規定なのですけれども、この裁判の前提になるべき是正のための措置を何もとらずに突然代執行

訴訟をやってきた。これは素人が考えたって要件を満たしていないぞと言えるはずでありますが、国の法務省なり何なりの役人は本当に地方自治法を勉強しているのだろうか、到底信じられない。

公有水面埋立法の埋立て承認に関する事務は、地方自治法で法定受託事務とされています。私にはこの法定受託事務の国の理解が間違っていることがすべての出発点だと思われます。そこで、まず国が出した「是正指示の理由」を見ていただきましょう。

是正指示の理由

- ・埋め立て承認処分には法的瑕疵がない。
- ・辺野古沖を埋め立てることの必要性を知事が審査判断する権限はない。

「仮に、都道府県知事が第1号要件(国土計画上適正かつ合理的なること)の適合性の判断に当たり、国防・外交上の観点からみた埋め立ての必要性を考慮することができるとしても、都道府県知事は、その前提となる国の判断に合理性が認められる限り、国の政策判断を尊重すべきである」。

埋立て承認処分に法的瑕疵がない、つまり仲井真さんのやった承認には法的瑕疵はないよ、それなのに取り消すとは何だと、こういうことですね。それから辺野古沖を埋め立てることの必要性を知事が審査判断する権限はない。「仮に、都道府県知事が第1号要件 第1号要件というのは当該公有水面埋立てが国土計画上、適正かつ合理的であることという要件 — を満たしているかどうか、その適合性の判断に当たり、国防・外交上の観点からみた埋立ての必要性を考慮することができるとしても、都道府県知事は、その前提となる国の判断に合理性が認められる限り、国の政策判断を尊重すべきである」ということです。言葉は「尊重すべきである」と言っていますけれども、言ってみれば従うべきであると、こう言っているわけですね。そのことは次の、代執行訴訟の訴状を検討してみるとよくわかります。

「そもそも法定受託事務として公有水面埋立法に基づいて一定範囲の権限を与えられたにすぎない県知事が、我が国における米軍施設及び区域の配置場所などといった、我が国の国防や外交に関する、国の存立や安全保障に影響を及ぼし国の将来を決するような国政にとって極めて重大な事項について、その適否を審査したり、判断する権限はないことは明らかである。」

ここに書き抜いたのは訴状の中の一部ですが、次のような点を少し味わってほしいのです。第1に、「そもそも……一定範囲の権限を与えられたにすぎない」との表現です。

「たかが委任されているだけではないか」ということを言っているわけです。そして、こ の解釈は地方分権改革前に、この国の集権的統治システムの1つと言われていた機関委任 事務制度の理解と全く同じであります。そのことをいまだに引きずってこんな論理立てで 自治体に対して統制をかけようとしているのかということを非常に腹立たしく思って、 じゃあ機関委任事務のときは完全に従わなければならなかったのかということで調べてみ たのです。機関委任事務制度というのは、一々説明はいたしませんけれども、ざっと言う と、主務大臣の指揮監督のもとに実施される国の事務、こういうことになります。この指 揮監督というのは監視権だとか認可権、訓令権、まあ訓令権というのは通達で示されたり するわけですが、そのほか取消停止権などもくっついていて、議会の審議対象にはならな い。つまり、地方の意思で動かしてはいけませんよと、こういうことになっていた。解釈 については長野士郎さんのものを掲げておきましょう。この長野士郎さんは戦後、地方自 治法の解説書では一番長く、恐らく30年、40年、支配的な見解を述べてこられた方ですが、 その方がこう言っています。「地方公共団体の住民の代表者として選任せられた機関によ る国家事務の処理は、画一的行政の弊を避けしめるとともに、その処理そのものを民主的 ならしめることとして特別な意義を有するとせられるのである」。つまり、この事務は国 の事務だから、それをそれぞれの都道府県なり市町村で、それに従ってただ国の言うがま まに執行すればいいというものではない。

これについてはむしろ官治中央集権主義とか言われたような戦前の理解についても少し調べておいたほうがいいだろうというふうに思いまして、ここに何点か挙げさせて頂きます。例えば丹羽翥(しょ)さんという方の「市制町村制講義」、明治21年ですからまさしくこの機関委任事務が初めて法定化されたときの解説書でございます。「本条ノ事務ヲ市長ニ委任スル所以ハーハ以テ自治区ノ独立ヲ企画(クハタテ)シーハ以テ国費ノ節減スルニ在リ」、まあ国費の節減はわかりますよね。国の法律で決めた事務を全国に執行するのに国の事務所をつくっていたのではかなわないので、市町村長なりにこれを委任して処理してもらおうと、こういう意味では安上がりになるのだ。そして、自治区の独立を確保するというのは、これらの事務が国家に属するとはいえ、それが執行される市町村に直接利害関係を有するからであるというのです。

つぎに島村他三郎さんの『官治比較 自治行政法論』(大正3年)を見てみましょう。 島村さんは行政法学者ですが、これを見ていただくともう少し丁寧に述べています。「地 方区々ノ實情ニ好適スル執行ヲ爲シ得ルノ利益アリ。市町村長其他市町村ノ執行事務ニ関 与スル吏員ハ最モ當該市町村ノ實情ニ通曉スルヲ以テ、當該団体ノ地域ニ關係アル國家及 他ノ公共団体ノ事務ヲモ市町村ノ吏員ニ執行セシムルハ適實ナル執行ヲ爲シ得ヘキノ利益 アリ。」とこう言っています。すなわち、地方の実情に合った執行が可能になると言って いるのです。

もう一つ重要なことは、「官治自治ノ連絡ヲ保チ、相互調節」を図れる効用があるのだと、こう言っています。せっかく官治と自治の機関があって、そこで同一の仕事について取り組むのだから、その行政の連絡を保ち、中央、地方の連絡を保持する。その意味で必要だということが述べられているのです。ただ国の意思のままにそれを地方で展開するという理屈立てとはちょっと違う。

この機関委任事務については、国が法律の規定どおりやっていないではないかというふうに思ったら、まず指摘して直せと言って、それでもなかなか直らなければ裁判所に対して職務執行命令ということを請求する裁判を起こすことができました。最初になされたのはあの砂川事件のときに砂川基地を巡る土地の強制収用問題でございました。このときに原告はこう言ったのです。これは国の機関委任事務だから、それを執行する市町村長は国の機関なのだ。国の機関ということは国の行政内部の指揮統制関係の下で働くのが当然なのだから、裁判所がその内容について判断することなど要らないと、第1審東京地裁はこれを支持したのですね。ところが町長側が最高裁に上告したところ、最高裁が違うだろうと言ったのです。すなわち、「国の委任を受けてその事務を処理する関係における地方公共団体の長に対する指揮監督につき、いわゆる上命下服の関係にある、国の本来の行政機構の内部における指揮監督の方法と同様の方法を採用することは、その本来の地位の自主独立性を害し、ひいて、地方自治の本旨に戻る結果となるおそれがある」ということで、地裁の判決を差し戻すということをやったのです。国の機関と位置づけられてはいても、それは地方住民の選挙で選ばれた知事、市町村長が執行する。その論理は先ほど来紹介してきたとおり、戦前からでさえそういうものでございました。

ところが、そういう解釈があったにもかかわらず、実態としては先ほど来紹介している、国の沖縄に対するやり口のような、「おまえに判断する資格、権限なんかないだろう」というようなことでずっと上命下服、従うべしとやってきたのです。したがって、私たち研究する側もついつい国の下部機関たる知事・市町村長というようなことを言ってしまった。先ほど紹介したような戦前の解釈においてさえという考え方から言えばちょっと言いすぎだったかなということを今反省もしておりますけれども、しかし実態としてはそういうものだったのであります。

例えば、この運用状態について地方分権推進委員会の報告書を読んでみますと、機関委

任事務については次のような弊害が生じているとしたのですね。「主務大臣が包括的かつ権力的な指揮監督権を持つことにより、国と地方公共団体とを上下・主従の関係に置いている」。国が「些末な関与を行うことにより、地方公共団体は、地域の実情に即して裁量的判断をする余地が狭くなっている」と言ったのです。これを根拠にして地方分権改革ではこの機関委任事務制度を廃止するということを決定しました。そしてこれまでの上下・主従関係に代わって、国と地方の関係は地方自治の本旨を基本とする対等協力の関係とすることと決めて、様々な法改正を行うということをやりました。どんなことをやったかというと、指揮監督関係はもうだめですよ、通達の強制力もありませんよ、それから解釈について常に上級庁が有権的解釈権を持っているというようなことも否定されましたよ。原則、議会の関与も認めますよということにいたしました。

そこで高等裁判所那覇支部の例の和解勧告を見てみますとこう言っているのです。「平成11年地方自治法改正は、国と地方公共団体が、それぞれ独立の行政主体として役割を分担し、対等・協力の関係となることが期待されたものである。このことは法定受託事務の処理において特に求められているものである。同改正の精神にも反する状況になっている」。言ってみれば地方分権に沿って国をたしなめたような文章になっているのです。

このように地方分権改革の意味といいましょうか、そういったものがこの裁判所の勧告にさえもあらわれているにもかかわらず、実はこのたびの様々な国の措置は全く前時代の機関委任事務の時代のもの、その中でも、最も官治的な発想に基づくものであるということが言えます。



以上のように、言ってみれば自治の 尊厳が脅かされそうな事態であるにも かかわらず、実は本土の自治体、市民、 マスコミの反応は非常に鈍いです。危 機感さえないのかと思えるような状態 でございまして、そこに掲げてあるの は3月20日に共同通信がまとめた辺野 古について意見書を採択した自治体の 数ということでございます。これは辺

野古基地を強行するなという趣旨の意見書を上げたものでございまして、見ておわかりのように本土では23自治体しかありません。その後も調べてみましたらどんどんとふえているという状況にはありません。逆に辺野古移設推進という意見書を上げた自治体がもうこ

の間の調査では19だか20に上っているというすごいことでありまして、これはこれ自体が 私は自治の危機だというふうに思っているのでございます。

それから、地方6団体はどうなっているのだろうか。一切、意見書を国に対して上げていません。6団体としては何も言っていません。そこで去年12月の全国知事会の山田会長の記者会見をダウンロードしてみましたけれども、やはり反応は鈍いといわざるを得ないと思います。

時間も迫ってまいりましたので、最後、申し上げます。このようにきょうこのシンポジウムを持った目的は、広く全国の自治体と市民にこの問題への理解を広めていただいて、地方6団体及び政府に対して再考を促し、さらに21日に予定されている国地方係争処理委員会の勧告に反映されるべく各地で行動を展開されることをお願いしたいということでございます。そういうことをお願いして問題提起にかえさせていただきます。

小原 辻山さん、ありがとうございました。

「機関委任事務」とか「法定受託事務」とか「職務執行命令訴訟制度」とか、いろいろ 難しい言葉が出てきまして、この場は研究者ばかりではございませんし、研究者の方でも 地方自治が専門の方ばかりではございませんので、私からもごくざっくりと整理をしてみ たいと思います。日本の場合は国の仕事と自治体の仕事がはっきり分かれていなくて、国 の仕事を自治体にしてもらうことが多いわけで、その場合、自治体が拒否したときにどう するかという、そういう問題があるわけですね。そこで、拒否した場合に国が代わりに やってしまう仕組みが用意されているわけです。1995年から分権改革というものが始まり、 それが99年の分権一括法につながるわけですが、その前の半世紀あまりの間に、つまり今 よりも集権的だったと考えられる体制の下であっても、国が代執行をしたのはたった1回 だけでした。それは1996年に決着がつきますけれども、駐留軍用地特別措置法に関連して いわゆる反戦地主が米軍基地用の土地を提供しない場合に、当時は大田昌秀知事でしたが、 沖縄県知事が地主に代わって代理署名をする。そのことを大田知事が拒否したので、訴訟 は橋本龍太郎政権から始まりましたけれども、最終決着は村山富市政権のときに村山首相 が沖縄県知事に代わって代執行し、代理署名をしたというのが1件だけございました。と ころが分権改革がなされた後のはずなのに、辺野古の問題をめぐってはどうなのか。公有 水面の埋立ての承認の取り消しを翁長知事がした。その取り消しの取り消しをしろという ことを日本政府が求めてきた。知事が言うことを聞かないので代執行してしまえという乱 暴なことをいともたやすく伝家の宝刀を抜くようにしてきた。それをどう考えるかという

ことを、今、学説的な点も含めてお話しいただいたということでございます。ありがとう ございました。

続いて、杉田さんにより広い政治の文脈からこの問題をどう考えるかということをお願いいたします。

激突する民主的正統性と感受性の欠落

杉田 私は沖縄問題について全くの素人でございまして、これまで沖縄について論文も書いたことはございません。ですから、今回、ここにお呼びいただいたのですが、お断りしようかなとも思いました。ただ、改めて考えますと、実はこの沖縄問題というのは沖縄だけの問題ではない。むしろそういうふうにこれは自分とは関係がない問題、あるいは自分は素人だから距離をおいていようとか、そういうふうな姿勢そのものが沖縄問題を生み出している面があるということを考えれば、素人だから関係ないというふうなことは言えないのだと思い直しましてここの場へ出てまいりました。



先ほどから御指摘もあるように沖縄 現地では県新二紙を中心に連日、基地 問題を中心に議論がされているわけな のですが、本土の新聞やテレビ等のメ ディアは全く冷淡である。最近の不幸 な事件のようなことがありますと、そ れはもちろん一定の報道をいたします けれども、これを日本の最大の国内問 題の1つである沖縄問題のあらわれと

して、継続的にしっかりと報道するという姿勢に欠けているわけなのですが、しかしこれももちろんメディア批判というレベルでは済まないのではないか。というのも、なぜメディアが報道しないかというと、人々が関心がないからであります。人々が関心がない問題を報道できない。結局、私たちは、基地をこれまで押しつけられてきて、今また新たに押しつけられようとしている沖縄に、これは「沖縄の問題ですよね」という形で問題を押しつけることによって、当事者性を自ら捨てている。捨てるというか、逃げているということになるわけです。このことを解決しない限り、つまり日本の有権者と言うべきか、国

民と言うべきか、全体がこれは私たちの問題なのだと気がつかない限り、恐らくこの問題 は解決しないということは明らかだと思います。

ただ、その一方で、外部の人間がよく知らないでいろいろ言っていいのかという、そういう問題もあります。上から目線でいろいろなことを言う。一番典型的には先ほどから出ていますように、「沖縄は基地と共生すればいい」、「基地は経済効果がある」とか、そういうふうなことを本土のほうでよく考えずに言っている人たちがいますが、それは論外といたしましても、それ以外の様々な選択肢についても外部の人間が言うことはできるのか。やはり、当事者の発言を尊重すべきではないか、という点もあるわけですね。

そして、仮に問題を私たちのものとして受け止めるとしても、どこまでが沖縄に固有の問題なのか、沖縄特有の問題なのか、それからどこは普遍的な問題なのかという、この切り分けというのがやはり1つ大きな問題になってくる。先ほど小原さんのほうから御紹介があったように、戦後における土地収用のやり方ひとつ見ても、やはり沖縄以外のところとは違う対応がされてきているということは事実であります。しかし、他方で様々ないわゆる迷惑施設、迷惑とされる施設、これを経済的に弱い地域に押しつけるという点では、近年非常に問題になってきている原発問題とやはり一定の類似性があります。こういうふうに言うと、性質の違う問題を結びつけているという批判がすぐ出てくるのですけれども、しかし問題というのはある程度普遍化して考えないとその本質が理解できないわけであります。原発にしても、住民が諸手を挙げて誘致したようなところは1つもないわけでございます。必ず反対運動があって、それをいろいろな形でつぶして、最後はまさに金と暴力的なものも含めて運動をつぶしてつくったという経緯があるわけでありまして、ですからそのような意味では、沖縄の基地収用と一定の類似性を持っている。つまり、経済的に、相対的に弱い地域、あるいは経済的だけではなくて様々な歴史的経緯からいって押しつけやすい地域に押しつけてきたという問題の共通性はやはりあるだろう。

さらに、たとえば基地を迷惑施設というふうに言うこと自体がけしからぬというふうな 議論もあるのですけれども、もしも迷惑施設でないなら、もっと誘致されるはずです。基 地を誘致している自治体が1つもないということは、迷惑として受け止められていること を証明している。迷惑ではないなら自分が誘致すればいいだけでありますからね。

次に申し上げておきたいのが、基地問題の当事者についてどう考えるかです。先ほど、 基地問題は沖縄の問題だと考えることによってある種のフレーミング(問題の枠づけ)が されてしまって、安全地帯に身を置けるように思う人たちが出てきてしまうので問題だと いうことを言いました。それでは、これは対内問題、国内問題なのか、それとも対外問題 なのか、実は、これもまたフレーミングに関わる大きな争点だと思います。これはアメリカとの日米安保条約に関わる問題なので対外問題である、日米間の問題だというふうにしてしまうと、沖縄の立場はかなり苦しくなってしまう。翁長知事もいろいろ頑張ってこられたわけですけれども、沖縄の知事がアメリカの当局と直接外交的な交渉をするということはなかなかできない。これは後で申し上げる主権国家の弊害ということと関係いたしますけれども。かといって、調停してくれるような国際機関がすぐ見つかるわけでもないという中では、この問題をもし解決しようとすれば、まずは国内問題としてこの問題をとらえる必要があるのではないかということです。つまり、沖縄県と日本政府との対立ということですね。すでに沖縄県としても、政府間関係の問題であるととらえておられて、その関係で今、司法的な、あるいはそれに類する取り組みをされているというのは当然だと思いますけれども、このこと自体を、本土の人間ももう少し理解すべきである。国内紛争が起こっているということをまず考えなければいけないと思います。

その際に、本土の人々、一般的には無関心な人々が多いわけですが、そういう人たちと 話しているとよく出てくる話が、しかし迷惑施設のようなものも、だれかが引き受けなけ ればならないのではないか。だれも引き受けなければどうするのか。従って、申しわけな いけれども、どこかに引き受けてもらうべきではないか。こういう論理で、沖縄の基地を 正当化しようとします。迷惑施設をうちのところにはつくってはいけないというのは、 "Not In My Backyard"NIMBY(ニンビー)と表現されます。「基地をつくるなというの はエゴイズムだよ、沖縄はエゴを主張している」、こういうふうなことを平気で言ってく る人もいるわけなのですけれども。しかしこのNIMBYという話は非常に注意して扱わな ければいけない話でして、たいていは、「君はNIMBYだよね」と言っている本人が実は NIMBYそのもので、エゴイズムを主張している場合が多いのです。反対運動を起こして いる人々がNIMBYなのではなくて、反対運動を批判している人々がNIMBYなのです。と いうのも、先ほど申し上げたように、様々な理由で相対的に弱い立場にある地域に何かを 押しつけているわけです。その押しつけることに対して反対する、「自分たちのところで はそんなに受け入れられない」というと、「君はエゴだ」というふうに言う論理になって いるわけで、そういうふうに言っている側は先ほども言っていますように自分の裏庭に 持ってきていいですと言っているわけでは決してありませんので、自分たちは相手を一方 的にエゴ呼ばわりできるような位置に身を置いて言っているだけなのです。そこには、全 く非対称的な関係があります。つまり、東京などの地域がほかの地域に押しつけていると いうことであります。

もっとも、ここにはさらにフレーミングの問題がありまして、そもそもこの施設は絶対にだれかが引き受けなければならない、という、その前提そのものがおかしいかもしれません。だれも引き受け手がないような施設であれば、やはりつくることはできないというのが正常な人間の考え方でありまして、そういう考え方をすべきではないのか。どうしても、だれも引き受け手がないような、いろいろな補償措置を考えても受け入れられない、余りにもリスクが大きいとか、そういうふうなことによって受け入れられないような施設については、仮に「あったらいいな」と思ってもつくれないというのが、これが私たちの考えとなるべきだと。やはりそのぐらいまで問題を突き詰めて考えないといけないのではないかと思っています。

最後に申し上げたいのは、これは先ほどから諸先生方がおっしゃっている自治ということに関わってなのですけれども、自治というのはまさに自己決定ということですね。自分たちのことは自分で決めるということで、これは民主政治の一番重要な基軸であるわけなのですね。なぜそんなことを私たちが強調しなければならないかというと、今日の社会において、政治的な正統性(legitimacy)の根拠としては、民主的な自己決定以外にはないからです。神様が決めたから正しいとか、そういうところもあるかもしれませんが、私たちの政治体制においては民主的な自己決定しか正統性を持たない。

ところが、この民主的な自己決定にかんして、沖縄ではこの間、あらゆる選挙において完全な民意という形で一定の方向が示されてきたのに、それが中央政府によって無視されているという状況です。その際、国側が振りかざしているのは、いわゆる主権の論理ですね。主権、つまり対外的に絶対的であり、対内的にも絶対的な決定ができる権力ということですが、防衛問題というのは主権的な事項なので、国家以外の決定は最終的には負ける。自治体が何を言っても関係ない、という、こういう話をするわけです。主権という考え方を持つことによって、もちろんいろいろな問題が整理されてきた面もあります。もし主権というものが完全に相対化されてしまうと、それはそれで大変ですよねということは事実なのですけれども、ただ一方でここまで、先ほどのお話にもあったようにある意味で昔の体制以上に強権的な主権というものを今、現政権は振りかざそうとしていますけれども、そういうやり方というのは、現代の社会においてとうてい受け入れられるようなものではないのではないかというふうに思うわけであります。

そのことを端的に示しているのは、アメリカの俗称ジャパン・ハンドラーズと呼ばれるような、いわゆる知日派とか言われているような、対日政策を事実上決定しているような 方々のほうからも、地域に拒否されている基地を維持することに対する懸念が、繰り返し 表明されていることです。沖縄現地にここまで拒否される中で、基地が安定的に維持できるかどうか。このことを、日本政府よりはアメリカ人たちの方が心配しているわけなのです。それは、アメリカが連邦国家だということと決して無関係ではないと私は思います。アメリカ合衆国は主権国家ではありますけれども、その民主政治の基礎は州にあり、あるいは州よりもさらに小さなコミュニティにあって、下から積み上げている面があるわけです。ですから、主権国家の論理で地域の意思を押しつぶすということに対する抵抗感はアメリカの必ずしもリベラルではない人々の間でさえ存在するということですね。

一方、日本では先ほどからお話があるとおり、メディアもあるいは日本本土の国民一般も、そういう問題に対する感受性が欠落しているわけですね。ですから、お国の決めたことを押し通す、こういうふうなことで余り違和感を感じていないというのが現在の状況なのではないか。これは、民主的正統性が激突している状況です。沖縄で、自治体のレベルにおける民主的な正統性としては基地の移転・新設に反対だということは明確化しているわけですが、これと、東京の政府側の論理が完全に激突してしまえば、これは最終的には私は日本という国家のインテグリティ(統合性)そのものに影響を及ぼす事態になると思います。日本の政治家たちは感受性が鈍いのでいまだにわかっていないけれども、海外世論の方がそうした感受性があります。そういう意味では、迂遠なようでも、沖縄をめぐって起きている異常な状況というのを世界に発信して、これはどう考えてもおかしいということを共有していくというのが実は早道かもしれない。そのぐらい日本の現在の国内における感受性の欠落というのは深刻な状態にあるというふうに思っております。

和解の意義をないがしろにする国

小原 ありがとうございました。

それでは、続いて白藤さんに行政法の観点からお願いします。

白藤 司会者のほうから、今、沖縄で訴訟合戦のようなものが行われているというような紹介がございましたけれども、私自身はこの間、沖縄で起きていることについては、沖縄の人々が、あるいは沖縄県という自治体が、基本的人権の保障が沖縄では踏みにじられていることに対して怒りを覚え、それを契機にした平和への祈りの訴訟を提起しているんだというように考えております。これに対して国のほうは、いわば総がかりと言えるような形で、地方分権改革のこの20年をないがしろにするような対応をしているというようにみ

ております。

辻山さんのほうから訴訟についての若干の説明があったので重複は避けたいと思います

が、まず、行政不服審査法という法律 について説明がございました。これは おっしゃったとおり、国民が公権力に よって自らの権利や自由を侵害された ときに、ちょっと待ってという意味の 不服申立て(審査請求)を行って、国 民自らの権利・利益の保護や救済を図 るシステムにほかなりません。到底、 公権力の主体である沖縄防衛局のごと



き国家行政機関を保護するための法律ではありません。それをあたかも沖縄防衛局が国民 であるかのごとき主張をし、私人になりすまし、国民になりすまして審査請求をしたこと から本件訴訟問題が始まっております。

この審査請求については、ただちに反応して、行政法学者が「行政不服審査制度の濫用を憂う」という声明を2015年10月に出しました。たった5日間ぐらいの声かけで、96名の賛同者を得ました。専門家から見ても到底許されるような審査請求ではないと考えられました。国が、国民の権利・利益の保護・救済制度である行政不服審査法を沖縄防衛局の保護・救済のために使用し、あたかも「行政機関権限保護法」のように濫用したことに対する厳しい批判だったと思います。

その後、国は、沖縄防衛局が本当に「私人」の立場で権利侵害を受けていると考えるならば、そのままさいごまで「私人」のまま行政事件訴訟を追求すればよかったと思いますが、なぜしなかったのでしょうか。沖縄防衛局の審査請求と執行停止申立については、国土交通大臣を使って翁長知事の埋立て承認取消処分の執行停止だけを行い、埋立て工事再開を可能にして、審査請求については裁決をしないまま、ほったらかしました。それだけならまだしも、今度は地方自治法上の国の関与で最強の関与である代執行関与を始めました。

現在の地方自治法上の関与の仕組みは、それまでの機関委任事務時代における包括的な 指揮監督権に基づくなんでもありの関与の制度を廃止し、関与の法定主義、関与の基本原 則、関与に関する係争処理制度などを定めています。地方自治法の関与の仕組みをみると、 国がただちに代執行のような強い関与をする仕組みには決してなっていません。地方自治 法245条には、関与の種類が限定的に列挙され、関与の種類には幾つかのグラデーションがあって、同法245条の4以下では、技術的な助言、勧告、資料の提出の要求から始まって、是正の要求、是正の勧告、是正の指示、最後に代執行というふうに非権力的関与から権力的関与まで並んでいます。今回は、公有水面埋立法上の埋立て承認取消処分が法定受託事務ですから、少なくとも是正の指示は不可欠でした。それをぶっ飛ばして、突然、代執行という形で代執行等関与の手続を始めました。「代執行等関与」を定めた地方自治法245条の8に基づく勧告をして、指示をして、それに従わない翁長知事に対して代執行訴訟を提起したわけです。

代執行訴訟のはじめに、国の訴訟代理人は、「玲瓏な法律論」をやりましょうと正々堂々とした陳述を行いました。「玲瓏な」といった言葉使いにも驚きましたが、平たく言えば「澄み切った法律論」ということです。つまり、「裁判は政治の場ではないので、しっかりした法律論をやりましょう」とごく当たり前のことを正々堂々と述べたのですが、その後の主張はどうだったのでしょうか。問題の核心が地方分権・地方自治にかかわるにもかかわらず、1999年地方自治法改正の意義とか、あるいは憲法の地方自治の本旨といったものにまったくの配慮を欠いた議論を展開するばかりでした。とても「玲瓏な法律論」とは程遠い政治的な主張が続き、結局、法律論としては、仲井真前知事の埋立て承認処分は適法であったのに、それを取り消した翁長知事の埋立て承認取消処分は違法であり、取り消すべきであるということだけです。そして、翁長知事が、自分で埋立て承認取消処分を取り消さないならば、国(国土交通大臣)が代わって取り消しますよという代執行訴訟というのを提起したわけです。ですから、事件自体はそんなに難しい事件ではないわけです。

私は、ご紹介があったように、辺野古訴訟支援研究会の一員として、沖縄県の弁護団の 方々と意見交換をしながら今日に至っています。裁判で弁論が続けば続くほど、裁判官の 印象としても、これは何だかおかしいなというふうに思わざるを得なくなったのでしょう。 2016年1月29日に、資料にある和解勧告文が国と沖縄県の双方に提示されたようです。当 初は、国も沖縄県もそんなものに乗れるかよというところだったようですが、実はいろい ろと水面下で交渉があったのでしょう。突然、2月29日の代執行訴訟の結審後、あらため て和解の提案があったようで、突如3月4日に和解が成立するということになりました。

この和解については、いろいろな見方があります。そもそもなぜ和解したのだということから始まって、国の策略にはまっているのではないかとか、あるいは国が正しく勝訴すると思うなら、正々堂々と裁判を続けろ、なぜ和解するのだとか、まあいろいろな意見が

ございました。私たち辺野古訴訟支援研究会のメンバーの評価は、いろいろな評価はあるけれども、これは実質的には県の勝利だというふうに考えております。いろいろな選択肢はあったでしょうが、和解によって、とにかく辺野古沖の埋立て工事が一旦停止されることは、沖縄県民にとって大きな意味があったと考えています。代執行訴訟を維持できなかったという意味では、危惧すべき点もないわけではありません。後ほど資料の和解勧告文、あるいは和解条項を読んでいただければわかると思うのですが、私からみれば、裁判官の和解勧告文は裁判官の「政治的行為」と言えるほど政治的な内容を含んでおります。あるいは和解条項をみても、国と沖縄県の対応の仕方がこと細かく書かれ、地方自治法が定めている様々な手続も大きく迅速化されているところが気になります。たとえば、訴訟の提起の仕方や書類の提出の期間等の問題など、地方自治法と違うようなおせっかいな内容で和解して大丈夫なのかよというふうに思ったりもしております。

和解後、国は、和解条項に従うという大義名分で、あらためて是正の指示を行い、これ に対して、沖縄県は、是正の指示は違法であるから取り消してほしいという審査の申出を 国地方係争処理委員会に行い、審査が続いております。6月17日にも、第8回の会議が行 われ、中身の議論はわからないですが、なかなか厳しい議論が行われているというように 聞いております。何が一体問題になっているのだろうかということなのですが、国地方係 争処理委員会というのはほかでもない、憲法の地方自治の本旨、これに基づく自治権が違 法・不当な国の関与によって侵害されているのではないだろうねということを審理をする ところです。そのことによって何か問題があれば、つまり地方公共団体の自主性、自律性 が侵害されたときには、国に対して是正の勧告を出して自治体を救済をするというのが本 来の趣旨です。したがって、その観点から審査が続けられているというふうに確信を持ち ますが、ひどいことに国はこの審理の中で、これまでの主張にないことを主張しているよ うです。沖縄県知事の埋立て承認取消処分は法令違反だというふうな主張しかしてこな かったのにもかかわらず、今になって、翁長知事がやった埋立て承認取消処分は著しく不 適正な事務処理であり、かつ、明白な公益違反があったというような主張を突如として付 け加えてきました。これは、いわばあと出しジャンケンです。国土交通大臣が行った是正 の指示、代執行等関与、なかでも代執行訴訟の弁論のなかでも、翁長知事の埋立て承認取 消処分の「法令違反」の違法しか主張してこなかった国が、突然ルール違反の主張を展開 しています。国の本意がどこにあるのかわかりませんが、県の側ではそれについても異議 を申し立てているようです。どうもそういう様子をみていると、国は和解条項の中で一番 大事にされている国と地方公共団体、沖縄県との間の円満な解決に向けての協議というこ

とを本気でやろうと思っていないようにみえます。辺野古が唯一の選択肢だというふうに 決めつけながら、和解があった3日後、土・日を挟んでいますから3日後といったら、間 は1日ですよね。そこで是正の指示という新たな国の関与を行い、円満な解決に向けた協 議もあったもんではないでしょう。片手でハンマーを持って人の頭を叩きながら、片手で 握手を求めたって、だれがそんな協議にこたえられますか。私には、いろいろな問題があ りましょうが、和解の本来の意義をやはりないがしろにしている、辺野古唯一だというご り押しをしているようにしかみえません。その点についてしっかり国地方係争処理委員会 でも審議されるというふうに期待しておりますが、最大の問題であろうかなというふうに 思っております。

もう一つ、ちょっと言い忘れましたが、このいろいろな争訟(審査請求や訴訟)、争い 事の中で国の訴訟代理人の中心になっているのは、それまで東京地裁や東京高裁で重要な 役割を果たしてきた判事さんです。裁判官さんです。それが訴訟代理人として国の代表と して出てきている。これは判検交流といいます。あるいは、沖縄防衛局で勤めている官僚 たちの中には、これまで国土交通省にいた役人もいるやに聞いております。その逆もあり なのですが、要するに、国全体が、国が総がかりで、この事件に当たっているようにみえ ます。国地方係争処理委員会の結果は、国にとって不利か、沖縄県にとって不利かどうか わかりませんが、おそらくどちらにしてもなんらかの裁判になるのかなということが予想 されます。裁判になれば、その裁判官がどのような判断をするかというのは、これは公正 な裁判をするというふうに期待するしかないのですが、本当にこれが地方分権なり地方自 治の本旨をご理解いただくような裁判になるのかということについては、判検交流のなか での裁判について若干の危惧も持っております。ただ、裁判所、裁判フォーラムというの は法律の理論的な戦いですので、精一杯、法律論を戦わせるしかありません。そうはいっ ても、最終的に裁判所・裁判官を動かすのは国民の理性・見識だというふうに私は確信し ております。沖縄の地方自治の問題は、日本の地方自治の問題だと考えます。どうぞ正し く辺野古問題・沖縄問題を観察していただきたいというふうに思っております。

勝つまで諦めない

小原 ありがとうございました。

それでは、最後に稲嶺市長。わざわざお越しくださいまして、本当にありがとうござい

ます。

稲嶺 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。イタリア語ではございませんで(笑声)、先ほどから仲地先生のお話もございました。「ウチナーンチュのアイデンティティ」という言葉も出てまいりました。やはり言葉も文化でありますから、今、沖縄の言葉がなくなりつつあるということで非常に危機感を持っておりまして、これは現翁長知事が那覇市長のときから提唱し始めて、少なくとも初めの言葉はこういうようなことでやろうよというようなことで今、県内では私も議会の開会冒頭でもこういうふうな挨拶をいたします。どうぞ皆さんもぜひ頭に残しておいてほしいなというふうに思います。名護市長の稲嶺でございます。

今回は「自治の尊厳〜沖縄辺野古問題を考えるシンポジウム〜」ということでお呼びいただきました。おそろいの先生方、みんな研究者、学者でございますので、その中に私がどのようなことをしゃべることができるかというのはちょっと疑問に思いますけれども、ただ今問題になっている普天間の辺野古移設ということについては、そ



の辺野古は名護市字辺野古ということですね。名護市にございまして、そういう意味では 当事者の一人という思いで市長に就任してもう6年になりますけれども、地方自治、きょ うのテーマも含めて名護市民のためにどう判断すべきか、どう行動すべきかというような ことでこれまでやってきたつもりです。

まず選挙に出るときにも、「辺野古の海にも陸にも新しい基地はつくらせない」ということと、「再編交付金に頼らないまちづくり、行財政の運営」ということを一番最初に掲げてやってまいりました。そして、今いる我々大人世代はどんな立ち位置にあるのだろうか。私たちが今いるのは先祖、先達の御苦労のおかげで今、我々がいる、そしてその我々はまた次の世代にどのような社会を、どのようなまちを引き継いでいくか、という非常に大きな責任があるというふうに思います。その場合に、今いる我々、私たちはよく「責任世代」という言葉で表現しますけれども、今何を考え、どう判断し、どう行動すべきなのか、これがいわゆる後から来る人たちに対する責任のとり方だろうというふうに思っております。そのつもりで私は次のテーマとしては、「すべては子供たちの未来のために、す

べては未来の名護市のために」というようなことをキャッチフレーズとして掲げてまいりました。今問われている辺野古問題にしても、これもやはり子供たちの未来のために今どのような判断をすべきかということと、この辺野古に計画されている新基地がこれから後、100年、200年も使われるという、耐用性ということが言われている、そういうものを我々は受け入れて、そして残していく、これが本当に次の世代に責任をとるということになるのかというような思いから、今の2つのキャッチフレーズも掲げて、これまで行政の運営に努めてまいりました。

再編交付金に頼らないまちづくりという意味では、私が就任する3年前から名護市は再 編交付金の交付団体として認定をされ、交付金を受けておりました。私が就任すると同時 にこれまであった再編交付金はすべてゼロ回答ということですね、取り上げられました。 そのことによって、先ほど仲地先生からの話もありましたけれども、再編交付金がなけれ ば名護市は行財政の運営はできない、破綻してしまう、市内にある企業はすべて倒産して しまうというようなことなど、いろいろなことがでっち上げみたいにして噂として流され たこともございました。でも、私が就任する直前といいましょうか、その前の年度のいわ ゆる予算の規模というのが290億ぐらいでした。私が就任したのが2010年の2月、そうし ますともうそのときには翌年度の予算はほとんど形ができているのですね。その形ができ ているものの中に再編交付金の受け取るべき額ということで19億円も計上されておりまし た。ところが、就任して12月になってすべて白紙ということになりましたから、その19億 円の穴埋めはじゃあどうするのかというようなことになりまして、そのうちの一部は別の メニューでもって補填しましたけれども、そのほかはできませんでした。したがって、私 が就任した年の年度はその前の年より予算としては少なくなりました。途中からやはり削 られてしまって、後の穴埋めができなかったです。でも、2年目からすぐに、これまで 290億だったのが340億にふえましたし、4年目には380億、2期目の最初の年には400億と いうふうに、再編交付金がなくても予算はいろいろな形でつくっていきました。日本とい う国はいろいろな省庁があっていろいろな省庁が持っているメニューがあるのです。それ をうまく自分たちに必要な事業を探し出してきて、それを使えばいろいろなことができる のです。

ただ、再編交付金というのはそれこそ本当に何でもできる、何でもありでいろいろなことができるし補助率も高い、9割というように高いものですから、それに飛びついていくという人もいるわけですけれども、でもほかの省庁のメニューにしても沖縄は特別措置がありまして、例えば学校の校舎をつくるのにほかの都道府県では50%の補助だけれども、

沖縄の場合には75とか80とか補助率も高くされています。これは農林サイドでもそうです。高く維持されておりますから、それらを使ってやればいいわけです。ただ、再編交付金との差はちょっとあるのですけれども、その差の分を自分で持つか持たないかということなのですね。それで100年間もずっと荷物を背負って歩くよりは、少しぐらいの負担を今しながら自分で稼ぐ方法も考えなければいかんではないかというようなことで進めてまいりまして、さっき言いました再編交付金はなくてもしっかり行政、財政の運営はできていますよ、基地がなければ食っていけませんよと、先ほどのいろいろな話もありましたけれども、決してそうではないということをよく御理解いただきたいと思います。そして、特に再編交付金というのは沖縄県内で言うと4自治体だけです。ほかのところはもらっていないのですね。そうしますと、じゃあほかの地域は行政運営できないのかということになるわけですね。そんなことはないわけで、そのあたりのこともぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

久辺三区の直接交付金の話もまた後で少し出しますけれども、先ほど杉田先生、それから白藤先生の話からも出た中のものを幾つか取り上げて話をさせていただきますけれども、沖縄の歴史については学長のほうからもお話がございましたので言うことはありませんけれども、でもその中の1つに、とても皆さんには信じられないというようなことが沖縄では起こっていたということであります。1952年のサンフランシスコ条約、そのときには安保条約と、あのときは日米行政協定、今で言う地位協定ですけれども、同時に結ばれたのですね。そのときに沖縄は切り離されたわけですけれども、それから27年間、米軍の統治下にありました。そして高等弁務官といういわゆるマッカーサーみたいな人がおりました。その絶大な権力を持っていて、3代目のキャラウェイという高等弁務官は「沖縄の自治は神話だ」というふうに言い放った。そしてまた同じころ、米軍のトップの言葉には、「ネズミは猫の許す範囲内でしか遊べない」、ネズミは沖縄で猫はアメリカ軍なのですね。アメリカ軍が許す範囲でしか沖縄は動けないのだよと、こういうようなことを言ってはばからない、こういうところに自治だとか人権だとかというのはやはりもうありようもないというぐらいですね。そういう中で我々県民は過ごしてきたという歴史があります。

そのほかのこともいろいろお話しいただきましたので繰り返しませんけれども、ただ1 つだけ言えるのは、やはり沖縄県民が今、基地問題をいろいろ抱えながらやっているので すが、特に辺野古の今の問題について、なぜ反対をするのかというようなことについては 先ほど池田統括監からもお話がありました。先生からもお話がありましたように、やはり 沖縄の社会的背景、いわゆる沖縄の戦後史、戦前もあるのですけれども、特に戦後史、沖 縄の歴史を知らずしてやはり理解するというのは非常に難しいのではないかな、私はここからやはり始まる、そういうことをしないと先ほど杉田先生からありましたように、これはやはり沖縄の問題なのではないのか、自分たちとは違う、先ほどNIMBYの話もされておりましたけれども、自分たちとは違う世界の問題ではないのかというようなとらえ方をされているというまた事実もあるなと思います。

当事者意識の話もされていましたけれども、もう一つ当事者という面では、私も3度ワシントンに行きましたけれども、そのときに日本政府は、外交の問題は地方自治体は関係ないのではないかというようなことで突き放したのですけれども、アメリカに行きますと、アメリカのサイドは何を言うかといいますと、「これは日本の国内問題ではないのか」というふうに簡単にあしらわれてしまうというところもございました。しっかりと受け止めてくれる方々もおりますけれども、一部には、これは日本の国内問題ではないのかということで片付けられてしまう。そのときに私が言ったのは、「違うでしょう、100%金を出してつくってあげるのは日本政府だ。だけれども、その後、使うのは米軍でしょう、あなたたちでしょう。ならば、あなたたちも当事者でしょう。今、沖縄がこんな状況に置かれているのを知らぬ振りをしながらでき上がるのを待つなどというのは、民主主義を標榜して世界をリードする国とは思えないですね」と、こういうような当事者意識という問題ですね。こういうようなことも申し上げてきました。

それから、先ほどの白藤先生の話では国が総掛かりでというような話もありました。まさしく総掛かりです。三権分立、本当にあるのかな、民主国家と言えるのかなという部分がいっぱい至るところで感じるものがあります。例えば総掛かりというのは、先ほど言った三権分立ですね。本当に機能しているかということと、例えば行政で言うと県知事に対して岩礁破砕、ボーリングする前に岩礁破砕ということで穴を掘る前に県知事の承認を得るのです。ところが、県知事から承認が得られなかったものですから、先ほどのように防衛省が農林省に対して審査の請求と、それから執行停止を申請したのですね。そして審査はほとんどやらないで、執行停止は農林省もすぐやったのですね。その後の国交省もそうですね。防衛から審査請求と執行停止を申し入れをしました。審査請求には一切手をつけない、審査については。ところが、執行停止には1週間もかからないのです、すぐに執行停止というものが出てきます。そのときの執行停止の理由は何かというと、日米同盟の問題を出したりとか、それから安全保障の問題を出したりとかするのです。どうして農林省が、どうして国交省が日米同盟の問題、安全保障の問題を管轄するものではないですよね。それを理由にするというのはやはりおかしな話です。

それこそ先ほどおっしゃいましたように総掛かりというのがそういうところにすべて見 えてくるという、その総掛かりのものはほかにもいっぱいあります。先ほど久辺三区に対 して直接交付金を支給するというのが出てまいりました。名護市長が再編交付金を受け取 らないものですから、地元の議員とか一部から、名護市が受け取らなければ直接自分たち のところに交付してくれと、こんな声も出てきたのですね。それでそのときに官房長官が 言った話は、「反対運動が起きていて周辺の部落に非常に迷惑をかけている。交通渋滞に もなっている、騒音もあるみたいな感じで、こういうように地域住民が被害を受けている。 だからそこに対して支援をするのは当然だろう」と、官房長官はこんな話をするのです。 交付金の使い方だとかあり方だとかというのは全く関係ないのですね。とにかく何でもあ りみたいな感じでやるのです。そのときに地元からこんなことをやってほしい、あんなこ とをやってほしいということがいろいろ出てきたのですね。こういう話を聞くと、すべて いわゆる地方自治という中で自治体の行政事務としてやるべきものがいっぱいあるわけで す。例えば、側溝を掃除する、あるいはガードレールを直す、ひどいものになると草刈り 機を買ってくれだとか、それから公民館の放送設備を整備してくれだとか、公園にあるべ ンチをつけてくれだとか、こういうようなものが並んでいて、こういうものに対して交付 金を支出しましょうとなるわけです。我々は防衛局からそういう通達があったときに、 「これは補助金適化法の対象になるのですか」という話をしたら、適化法の対象になると いうふうな話はしておりました。しかし、補助金という場合には法律があって、そしてそ の法律のもとに補助対象の枠というのも決められているのですね。そういうのを受けてや はり適化法の審査を受けるということになるのですが、これらのような要求があるものに 対して本当に会計検査などを受けて、それが対応できるのかというようなこと等も話をし たわけですけれども、いずれにしてももう何でもあり、とにかく名護市長をやはり苦しい 立場に置く、いわゆる無視をする、こういうような形で何が何でもというようなものがあ からさまに出てきているのですね。

そういうことが目の前でも行われていると、地域ではどういう声が出てくるかというと、「これを受けると辺野古の移設を認めることになるのだぞ、これは絶対に受け取ってはいけん」という人たちと、「何で、くれるものはもらったほうがいいだろう」というような意見の人たちとがいて、結果として、もらえるものはもらったほうがいいのではないかとなる。しかし、そのときに自分たちに都合のいい理由をつけるのですね。「いや、これは移設ではない、今ある施設に対する迷惑料だ」というふうに自分たちに都合のいいような理由をつけてこうやってきているのだというようなことがございまして、本当にこれが実

施されると、私は逆に後で大変なことになると思います。地元の三区、これは区長さん、そして書記という2人か3人の組織です。それに対して補助金の申請から実績報告から会計検査を受けるための体制だとかというようなことが本当にできるのだろうか。私は、区は後で非常に困ってくるのではないかというふうに思います。もし会計検査を通らなければ補助金返還という形になってくるわけですからね。そのようなことなど、今はおいしい話ばかりが来ますのでこういう形になっていますが、それにしても我々名護市民、沖縄県民は国のこういう総掛かりで来る押さえ込みに対しても決して負けないという強い意思でもってこれからも頑張っていきたいと思います。

1つだけ最後に皆さんに紹介します。戦後沖縄は、先生からもあったように非常に厳しい中で生活を強いられてきました。70年間も過ぎました。それでもなお今キャンプ・シュワブ・ゲートの前で、あるいは大浦湾の沖合で頑張る、これはなぜかといったら、こういうことです("負けない方法……勝つまでずっと諦めぬこと"とプリントしたTシャツを提示)。私たちは勝つ、勝つだけの話をされてもだめですから、負けない方法を考える。負けない方法は勝つまでずっと諦めないこと。これを私たち70年間、これまでもずっと闘ってきたという経緯があります。それを私たちは心の支えにして、これからも頑張っていきたいと思います。

日本外交、安全保障にとっての辺野古

小原 どうもありがとうございました。

私も「勝つまで諦めない」「勝つまで負けない」を心に刻んでいきたいと思います。恐らく本土の人たちは何を考えているのだという怒りの気持ちを抑えて、抑制的に話してくださったのだと思います。

米軍再編交付金に関しては一番手短かにわかるところで、在京紙で言うと東京新聞と朝日新聞くらいしか報道していないかなと、私の確認できる限りではそうなのですけれども、6月1日付で朝日が1面で書いております。1面とそれから4面ですかね。これを見ると問題のおおよそが理解できるのではないかと思います。

時間も迫ってまいりましたけれども、先ほど杉田さんから、この問題を国内の問題として捉え、国家主権を相対化していく観点が重要なのだというお話がございました。しかし他方で、辺野古だけではありませんけれども、米軍基地の問題というのは国のハイポリ

ティクス、安全保障に関わり、日米安保体制の問題に関わり、中国との軍事的緊張と言われるものに関わる側面がございます。そこでそうした安全保障だとか、外交の観点から少しお話をいただきたいと思う点が1つ。それからもう1つは、先ほどNIMBYというお話が出てまいりましたけれども、基地であっても原子力発電所であっても"Not In My Backyard"で、うちの裏庭にはやめてということですけれども、そもそもそれが要るものなのかどうかという議論がやはり根本的にはなければいけない。要するに辺野古新基地建設というのは本当に必要なのですか、原発というのは必要なのですかという観点抜きに、この問題を語ってはいけないと思うのです。少し前置きが長くなりましたけれども、そうした点に関して、きょうは上智大学の宮城大蔵先生が客席にいらしておられます。宮城さんと呼ばせていただきますが、ことしの4月に渡辺豪さんという現在はフリーライターの方との共著でありますけれども、まさにこの『普天間・辺野古 歪められた二○年』(集英社新書)というタイトルの本を出しておられます。一番端的にお聞きしたいのは、辺野古新基地というのは本当にNIMBY施設ですかということですが、お話ししてくださいますでしょうか。お願いします。

宮城 御紹介にあずかりました宮城でございます。私が時間をいただくよりは市長のお話をもう少し伺ったほうがよかったかなと思いましたが、せっかくいただきましたので2つ、3つ申し上げたいと思います。

私、専門は国際関係とか日本外交でございまして、10年ほど前でしょうか、橋本龍太郎 元総理にお話を伺って、外交問題についての回顧録をつくりまして、その引き続きで先ほ ど御紹介いただいた本を4月に出しましたと、こういうことであります。幾つかこの20年 を俯瞰したときに問題提起として申し上げたいことがあるということです。

1つは、20年を見たときによくわからないことが非常に多い、よくわからないというか、不可解である。つまり、20年前の返還合意は、代替施設というものはヘリポート、あるいはヘリパッドと言われていたのですね。それが今や滑走路2本に港湾設備までついたものに膨れ上がった。この力学というのは実はよくわかりません、何がどうしてそうなったかということ。それから、ピンポイントで申しましても、例えば鳩山政権のときに「最低でも県外」とございました。このときに「65海里問題」と私も呼んでいるのですが、これは何かと申しますと、鳩山総理、最後、徳之島ということを言ったわけですね。そうしますと、日本の外務省がアメリカ側と折衝した結果だということでペーパーを持ってきた。そこには飛行場と訓練場所が65海里以上離れるとだめだというマニュアルが米軍の中にある。

マニュアルなのであればしょうがないということで、これが鳩山さんが最後、それを断念して辺野古に回帰する決定的なものになったのですが、このペーパーというのは何なのか。その後、明らかになったことは、米軍にはそういうマニュアルはないのですね、ない。では、その65海里という数字は何なのか。外務省は説明できないわけですね。鳩山さんが最近になってその機密の期間が解除になりましたのでそれで外務省に問い合わせたところ、答えられないわけであります。現在は外務省の官房長預かりになっておりますけれども、そういうことなので、こういうことは鳩山さんがなさったこととの評価とは別に検証しなければいけないわけですが、こういうことに全部蓋がされたまま唯一の案だということで進められている、この不可解さということがございます。

2つ目は、そういうことを踏まえまして、結論的なこととして言えるのは、つまり1つの事件、このたびのこともそうですが、あるいは20年前の少女暴行事件、このような1つの事件、1つの事故が起きるたびに結局、日米安保体制そのものが不安定化するというのが現在の構図であります。本当に日米安保体制が重要だと思うのであれば1つの事件、1つの事故のたびに安保体制そのものが不安定化すると、こういう状況を放置するということが本当に好ましいのかということであります。

そこからもう一つ言えることは、とは言いながら、恐らく多くの方がお感じになるのは、 尖閣問題を特に代表とする中国台頭ということ、つまり本当に辺野古につくらないという ことで中国とか尖閣とかに対応できるのか、そういう不安を感じる方はやはり多いと思う のですね。ここには誤解があると思うのです。というのは、沖縄にいる海兵隊は一義的に は尖閣を防衛することはないわけであります。それは、例えばこのたび改定された日米ガ イドライン、ここを見てもむしろアメリカは引いているわけでありまして、つまり尖閣を 防衛するのは一義的には自衛隊なのですね。アメリカ海兵隊がやるのはせいぜい後方支援 をするかしないかと、こういうことであります。さらに日本の新聞では最近、アメリカが 日米安保条約の第5条の適用範囲に尖閣がなるということ、これはたびたび言及されるわけでありますが、実はこれは話の半分で、アメリカは同時に領有権問題については関知しない、こういう立場ですね、中立であると。もう一つは、尖閣については日中の話し合い で解決しというふうに言っているわけであります。ところが、日本では第5条の適用範囲 だと、アメリカがいるので怖くないと、こういうことばかりが強調されていて、領有権問題では実はアメリカはニュートラルで話し合いの解決を望んでいる、こちらのほうはすっかり抜け落ちてしまうわけであります。

そして最後に1つ申し上げたいのは、きょうのお話は自治のことでありますけれども、

私が扱うような外交とか安全保障、これはハイポリティクスというふうに申しますけれども、この20年を見ると、結局、日本政府のアプローチというのは自治会に再編交付金をという話が典型ですけれども、そういう非常に細かいところにものすごく労力をかけて一番肝心な、本当に辺野古でなければいけないのかどうかということについては海兵隊の実態はグアムに移っているとか、分散が非常に進んでいるとか、オーストラリアあたりがむしろ適切であるとか、あるいは中国のミサイルがこの20年で非常に性能が向上いたしまして、むしろ沖縄に集中しておくと一発でやられてしまうので分散が必要でありますとかいろいろな話があるわけですね。そういうことに全部蓋をして説明をすべて拒んだまま唯一の解決策だというふうに突き進む結果として、結局、安保体制そのものが不安定化するという、そういう意味では私は地方自治のみならず、ハイポリティクス、日本の外交、安全保障にとってもこの辺野古の問題というのは試金石であるというふうに考えております。

小原 ありがとうございました。

ざっくりまとめて、私なりに受け止めて、普天間返還代替措置の避けて通れない道としての辺野古新基地建設というのは神話に近い、高度に疑わしいと理解しました。

それでステージにもう一度返していただきまして、今申し上げましたNIMBY、反対があっても必要だからつくる施設というのがあるわけで、そもそも基地の場合はどうなのか、原子力発電所の場合はどうなのかということがあるわけです。しかし、例えばごみの処分場がどうしても必要ということはあるわけだし、それから最近で言いますと、福島の1F由来、3・11由来の放射性の土壌だとか廃棄物の問題、これはもう起きてしまったものなので、原子力発電所が要る、要らないの問題とは別にどうしても中間貯蔵はしなければならない。最終処分場もつくらなければならない。そういう迫られた問題というのはあるわけですね。要るか要らないかの議論というのは、合意形成をしていくのがそもそも難しいということがあるわけですけれども、加えて今申し上げた中間貯蔵の問題のように、どうしても国と自治体との間で合意形成をして解決していかなければならない問題があるとすると、ではどうやってそのルートというか、場を設定していったらいいのだろうか。非常にざっくりとした聞き方になりますけれども、それぞれパネラーの方に国と自治体との合意形成のあり方という点でお考えのところがあれば、お話をしていただければと思います。

それから、白藤さんに聞きたいのですけれども、詳しくはこの資料集に載っております 福岡地裁那覇支部の和解勧告文であったりとか、それから和解条項について皆さんにも目 を通していただきたいと思うのですが、この和解自体をどう評価するかということとは別 に、非常に政治的な内容であるわけですね。全体として非常に説教臭いと言ったらいいのでしょうか。長屋の御隠居の小言幸兵衛が熊さん、八つぁんに「どうもおまえの態度がよくない」と教え諭すようなことがつらつら書かれている。政治の世界で問題解決、合意形成をしないから、司法がこういうことを言わざるを得なくなっている面もあるのかもしれませんけれども、司法がここまでするということに私自身少し違和感があるので、白藤さんに教えていただければと思います。それからもう一つは、和解条項というのを読んでいくと、この問題が、今は国地方係争処理委員会の場にありますけれども、やがて裁判に移ることが予定されていて、それで国が勝った場合には、辺野古の問題に関してはもう一切沖縄県は抵抗をやめて、国の言うことに従えと言っているようにも読める。和解条項の一番最後のほうは私にはそう読めるわけで、もちろん沖縄県が勝ったら国は一切諦めろと言っているように読めるとも言えるのですけれども、そうしたことを言う妥当性といいましょうか、あるいはどう読んだらいいかというか、そういうところもちょっと教えていただければと思います。

最後に、それぞれのパネラーが別のパネラーの報告を聞いて、私はこう思うというところがあったらコメントしていただければと思います。辻山さんから順番にということでよろしいですか。

法定受託事務の運用原則

辻山 今の司会者からの御下命に答える前に、大事なことを言い忘れていましたので追加させてください。つまり、先ほど私は問題提起で沖縄の自治の尊厳が侵されるという議論をしたつもりはありません。そうではなくて、自治一般の尊厳が脅かされるというつもりでした。そこで、もっと強調して言わなければいけなかったのは、先ほど御紹介したような法定受託事務の理解、解釈でもって地方に向かってこられると、全国の都道府県や市区町村が引き受けている法定受託事務、幾つあると思いますか、この中で彼らが言っている国のあり方に重要な関係のある事項については国の判断を優先しなければいけないのだ、こういうことになってしまって、地元の情勢を勘案して許可権限とかそういったものを行使するというその権限の意味はなくなってしまうよ、これはだから全国の法定受託事務なりを抱えている知事、市町村長にとっても、その運用に枠がかけられるのだということを申し上げたかったということが1つです。

それから協議についてですが、私は沖縄政策協議会、まだ存在すると思いますので、ここで協議するということになると先ほど言った沖縄問題に特化した議論になりますので反対です。この協議は、国と地方で設置している国と地方の協議会、これを使うということがあり得ると思います。ただし、この構成メンバーは国の各大臣と、それから地方6団体

の代表ですので、まさに地方6団体が どのような自覚をお持ちになるのかと いうことに関わっているような気がし てならないのでございます。そこで、 例えば細かく言えば法定受託事務の運 用原則というようなことについて話し 合うというようなことが必要ではない だろうかと思っております。



世論が大きく動くことが必要

杉田 最近、保育園が不足しているので、これをつくろうとしたら、静かな生活が脅かされると住民が反対するのでつくれないとか、そういうことがよく報道されています。つまり、本土では、保育園をつくるかどうかでも住民の意思というのを一応自治体は尊重するという話になっている中で、迷惑度が明らかにさらに甚だしい基地問題について、住民がここまで一致した意思を示しても聞かなくてもいいというふうに本土の人々が受け止めているとしたら、そこにダブルスタンダード(二重基準)があることは明らかです。先ほど軍事訓練の問題について指摘されていましたが、訓練どころか、保育園の騒音でさえ本土であれば意見を聞くわけです。それを沖縄について聞かないというのは、一体そのダブルスタンダードはどこから来ているのか。その問題を考えるときに、私はやはり既に国内において紛争が起きているという認識が共有されていないからだというふうに思います。

これに関連して、哲学者の高橋哲哉さんと沖縄の知念ウシさんがおっしゃっているのは、「まずは沖縄の基地を本土へ持って行くべきだ」、「そんなに日米安保が大事だというなら本土へ持っていって、その上でもし不要だというならアメリカと交渉して本土から撤去してもらえばいいのではないか」、ということです。沖縄に過剰にあるのだから、まず本

土が引き受けて、そこから考えるべきだという、これはかなりいろいろ反発もある提案なのですけれども、ある意味で問題の本質をとらえていると思うのですね。「沖縄がアメリカと交渉すればいいではないか、我々は関係ありません」という形で国内の問題から逃げていると、沖縄は袋小路というか、どうにもならないところに押し込められてしまう。

誤解しないでいただきたいのですが、私も日本の本土に基地をつくるべきだということを言っているわけではない。そうではなくて、問題を意識すること、つまり私たち自身が保育園については問題にするけれども、沖縄の基地については自分の問題として考えないというふうなことを続けているというところに問題の本質があるのだ、ということを認識すべきだということです。既に沖縄に対していわば、非常にわかりやすく言えば私たちが加害をしているという加害者意識というものをまず持たないことには問題は始まらないし、迂遠なようでも、そうした世論形成が必要です。そうした世論が形成されないと、結局、国の機関というのは今までの政策の延長上で惰性で動いていく。いろいろな理屈をつけて、法的におかしいことでも推進していく。そういう慣性力というか、惰性をとめるためには世論が非常に大きく動かなければ難しいのではないか。その意味で大変危機感がありますけれども、私は本土のというか、日本全体の世論というものが日本政府を包囲していくという形でしか、なかなか問題は解決できないというふうに思っております。

もう一度訴訟に戻る可能性

白藤 まず第1点のNIMBYに関わる問題なのですが、NIMBYに関わるかどうかはちょっと自信がないのですが、皆さん御承知のように日本国憲法は前文でもって国民を主語にしながら平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して国際社会において名誉ある地位を占めたいと考えて、平和のうちに生存する権利というものをうたっているわけですね。これを徹底的に追求したとき、本当に基地による抑止力が必要なのかどうか、つまり武器による平和というのを放棄するという中で基地による抑止力論というものをどう考えるか、国民全体がどう考えるかということに恐らくかかっているのだろうなというふうに思います。個人的には、本土はご免だけど、沖縄に基地はまかせたよ、とはならないのではないでしょうか。ちょっと抽象的なことで申しわけありません。

2つ目なのですが、和解の勧告、あるいは和解条項についてはお話の中でも申し上げた のですが、私自身は裁判官による「政治的行為」というぐらいの内容になっているという のが評価です。それ自体が許されるのかどうかというのはこれから一層議論になると思う のですが、地方分権の中で国から地方への関与という問題は、一番最初は機関委任事務に 関わって出てきたものですから、国の行政的関与を縮減する、法定化するという議論でし た。しかし、法律の中で「行政的関与」をいくら緩和しても法律自身が「立法的関与」を している部分があるから、法律による義務づけ、枠づけを緩和し、廃止しようという議論 に移りました。おそらく、現在の議論は、国家からの関与のうちの「司法的関与」に関わ るようなところがあって、国と地方の紛争についても最後は裁判所が救済してくれるよね というのだけれども、その裁判所の審査がどこまで及ぶかと司法権の審査の範囲の問題が あります。この裁判所の審査の範囲の問題は、言い換えれば「司法的関与」の範囲の問題 です。最後の一番難しいところが残っているように思います。この間、地方公共団体の議 会が損害賠償請求権の放棄を議決するという事件が相次ぎましたが、そのときに地方公共 団体の議会の意思をまずは尊重するという最高裁の判決が出ていまして(最判平成24年4 月20日)、議会の議決に裁量権の逸脱・濫用がある場合に限って介入することがあると いった内容です。これについてはいろいろ批判的な見解もあるし、私も批判的な見解があ るところではあるのですが、一説によれば、裁判所による判決(とくに最高裁の判決)も 「司法的関与」であることの指摘をするものがあります。つまり、「国の裁判所によるコ ントロール」について、「国の裁判所が国の法律との適合性を確保するという意味におい て、地方自治との間に矛盾をはらみうる」ので、最高裁は、「立ち入った裁量統制をあえ て自制したのかもしれない」(飯島淳子「議会の議決権限からみた地方自治の現状」論究 ジュリスト2012年秋号(3号)135頁)の指摘は示唆に富んだものです。やはり地方自治 の本旨というものを司法であれ尊重する必要があるだろうという判決の中身は吟味する必 要があるだろうと思っております。

3つ目ですが、和解で、要するに多見谷裁判官は訴訟の一本化ということを多分意図された。あれこれあっても、もう一回裁判所に戻ってくるだろう。つまり、代執行訴訟は国からすれば伝家の宝刀だと思って、国はスパッと抜いたわけですね。ところが、あれこれ問題があって早く抜きすぎたとか、抜き方を間違ったとかいうことで、実は代執行訴訟は竹光だったのではないかという疑念が起こってしまって、裁判所としては竹光だからといって違法だよねというふうに判決は書けないな、ちょっとここは国に考え直してもらってもう一回、是正の指示からやり直して、手続を踏んだらどうなの。きちんとした手続を踏んだ暁には、しかるべき判決が待ってますよなんて考えていたのかもしれません。多見谷裁判官がそのように考えたかどうかまったくわかりません。邪推にすぎないところです

が、そうはならないようにしたいものです。しかし、日本の裁判所というのは最高裁まで あるわけですから、最高裁まで行ったら、最高裁は理論的にそんなヤワではありません。 最高裁は最高裁なりの理論的見識を示してくれるものと確信をしております。私どもがき ちんと、あるいは沖縄県の弁護団がきちんと理論構築すれば、最高裁で最後に勝訴するだ ろうというふうに信じております。

以上、答えになったかどうかわかりませんが、大事な3点があるということで発言といたします。

辺野古飛行場は本当に必要か

稲嶺 先ほどもNIMBYの話をするときに、これはまた本当に必要なものなのかというこ ともございましたですね。実は、皆さん、多くの方は余り知らないのではないかと思うの ですが、いわゆるアメリカ軍が世界的に再編計画、在外基地の再編計画というものがあり まして、その再編計画の中での沖縄はどういう位置づけをされているかというと、8,000 名の海兵隊と9,000名の家族をオーストラリアだとかハワイだとかに移駐するというよう な話があります。今現在、沖縄にどれだけの海兵隊がいるかというと、これははっきりと した数字として出て来ないのですけれども、でもこれだけの海兵隊が沖縄から出ていった ら、辺野古の飛行場なんてだれが使うのだとなります。今、定数が1万8,000とも言われ たりするのですが、でも、実数は1万4,000ぐらいではないかというようなことがありま すが、その中から半分もいなくなる、あるいは3分の2もいなくなると辺野古はだれが使 うのか。そうすると、本当は要らないのではないのか。その背景には、後々は日米の協力、 いわゆる自衛隊が、自分たちが使うものをアメリカの日米同盟という名のもとに今のうち に整備をしておいたほうが得ではないのかとか、そんな話が出たりもするのですね。そう いう意味から、辺野古に計画している基地というのは本当に必要なものであるのかどうか ということが本当はそもそも論で議論をされなければいけないのではないかと思うし、ま た森本敏元防衛大臣が「軍事戦略的には何も沖縄ではなくてもいい、政治的に沖縄が適切 なのだ」という発言もいたしましたが、海兵隊のトップも「それを決めるのは政治だ、 我々は言われたらどこにでも行くのだ」ということで、必ずしも軍人たちもここでなけれ ばいけないという話のものではないという、そんな話もよく聞こえてくるのですね。そう いう意味で、日本政府は一度もまともに情報開示を含めて説明がきっちりできていない中

で、南シナ海とか東シナ海等の脅威論をあおってそれをつくっていこうとする。いずれに しても、我々沖縄県民はいつでも、これは日本国民もそうではないのかと思うのですが、 都合の悪いところは全部はじき出されて国の思いのままに進められていくというような状 況が今あるのではないかと、このあたりを一番心配しているところでございます。

小原 ありがとうございました。

今回のシンポジウムをするに当たっていろいろ考えました。先ほど申し上げた訴訟合戦ということでありますが、その話を具体的に論じようとするとやたら細かい話になって、私自身もよく理解していないところがあるし、かといって余りに一般化するととりとめがない話になってしまう難しさがあります。そのなかで、具体の問題で言いますと、やはり翁長知事が行った公有水面の埋立て承認の取り消しをめぐる代執行の裁判、それを受けた後の国地方係争処理委員会の対応と今後の裁判の行方ということが、司法の問題としては私たちが一番注目すべきところなのだろうと思います。

それから政治の問題としては、その背景にこの20年間でどんなことがあったのか。それを事実の問題として理解する上で、きょういらっしゃっているからではありませんけれども、宮城先生らがお書きになったこの本『普天間・辺野古 歪められた二〇年』が大変よく勉強になりますので、ぜひ手に取っていただければと思います。

ちなみにきょうは6月12日ですけれども、1週間後の6月19日に、沖縄県では先だってのうるま市で起きました女性に対する暴行・死体遺棄事件、それに抗議する集会が開かれるということであります。この中には沖縄県の方も県外の本土の方もいらっしゃると思いますが、その集会が東京でどのように報道されるかということに注目していきたい。本土では、どれほどわが事として受け止めているのかということに注目したいと思います。それからきょうは政治集会ではないので余り宣伝してはいけないかなと思いつつですが、沖縄県での集会に呼応して国会正門前でも6月19日には集会が行われる予定です。ここで、皆さん、行きましょうと言うと煽動になってしまうので、私は行きますということだけ申し上げて、そろそろ閉じたいと思います。

きょう御登壇いただいている4人の先生方、会場の宮城先生、それから冒頭でお話をしてくださった仲地先生、翁長知事メッセージを代読してくださった池田さん、すべての方に対して感謝の気持ちを込めて拍手をお送りしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(こはら たかはる 早稲田大学教授)

(つじやま たかのぶ 公益財団法人地方自治総合研究所所長) (すぎた あつし 法政大学教授) (しらふじ ひろゆき 専修大学教授) (いなみね すすむ 名護市長)

(この論稿は、2016年6月12日早稲田大学・井深大記念ホールで当研究所が開催した自治の尊厳~沖縄辺野古問題を考えるシンポジウム~のパネルディスカッションをパネリスト及びコーディネーターに修訂いただいたものです。)